

令和3年度 第21回役員会議事要旨

日 時 令和4年3月30日（火） 10時00分～11時54分

場 所 Web会議

出席者 学長，渡理事，山下理事，寺本理事，山崎理事

欠席者 吉田理事，竹下理事

陪席者 佐々木監事，南谷監事，山下附属病院長

1 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

山下附属病院長より，令和3年度附属病院収支実績及び見込（～12月実績），1月特定保険医療材料高額品目実績（直近6か月まで），医事データを用いた粗収入試算，診療稼働実績累計等について説明があった。

(2) 事業の予算執行状況や進捗状況に係るモニタリング実施結果及び情報システムに係る稼働状況のモニタリング実施結果について

渡理事より，令和4年1月の役員会において決定した内部統制システムのモニタリング項目について，令和4年3月に該当部局へのモニタリングを実施した旨，対象事業の予算執行状況や進捗状況（設備・機器の使用状況含む）等のモニタリング実施結果について，報告があった。

(3) 内部統制システムにおけるモニタリング実施結果の報告について

渡理事より，本法人の内部統制システムが有効に機能しているか確認するため，令和3年度の内部統制システムを構成する項目についてモニタリングを実施し，その結果を報告する旨，全93項目のモニタリング項目のうち，概ね適切な対応がとられていることを確認したが，危機管理に関する数項目について，十分な対応がとられておらず，改善が必要となっており，次年度は，これらの項目に絞ったモニタリングを行う予定である旨，説明があった。

(4) 令和3年度実施大学機関別認証評価及び選択評価の評価結果について

渡理事より，本件について，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より，全ての評価項目について評価基準を満たしている旨の通知があった旨，報告があった。

- (5) 国立大学法人佐賀大学業務方法書の変更の認可について
総務部長より、令和4年1月26日に開催された役員会において了承された国立大学法人佐賀大学業務方法書の変更について、文部科学省へ認可申請を行い、令和4年3月25日付で認可された旨、報告があった。
- (6) 新運営体制について
総務部長より、令和4年4月1日から入試担当及び国際担当の副学長を配置することに伴い、各理事室の主な業務分担等について、見直しを行い、新運営体制（案）としてまとめた旨、報告があった。
- (7) その他
特になし。

1 審議事項

【一括審議事項】

学長より、役員会で協議し、教育研究評議会等で審議した16案件について、一括審議する旨の説明があった。

次いで、総務部長より、一括審議事項の概要について、次のとおり説明があった。

- (1) 国立大学法人評価及び機関別認証評価の課題と対応並びに関連規則等の改廃について
国立大学法人法に基づく中期目標・中期計画の策定及び法人評価対応を「中期目標・中期計画実施本部」にて、学校教育法に基づく認証評価対応を「質保証統括本部」にて行ってきたが、これら二つの評価の観点及び評価指標は類似性が高く、着実な評価作業の実施と業務効率化を図る観点から、会議体の統合及び関連規則の改正を行うもの。
- (2) DX推進体制構築のための組織再編等の一体的改革（案）について
第4期中期計画において策定した情報基盤整備・強化及びAIやRPAなどのデジタル技術を活用したデジタル・キャンパスの実現に向け、DX推進本部及びDX推進室を新たに設置し、全学的なDX推進体制の構築を目指すもの。
- (3) 医学部附属病院看護職員等の処遇改善の実施に伴う就業規則の一部改正について
令和4年2月22日の役員会において「国立大学法人佐賀大学医学部附属病院看護職員等に係る処遇改善の実施について」を決定したことに従い、処遇改善を実施するため、職員給与規程等の就業規則の一部改正を行うもの。
- (4) 令和3年人事院勧告への対応に伴う就業規則の一部改正について

国においては、人事院勧告どおりの国家公務員の給与改定を実施する方向で現在国会審議中であり、本学においてもこれらに準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等の一部改正を行うもの。

(5) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

国においては、人事院勧告どおりの国家公務員の給与改定を実施する方向で現在国会審議中であり、本学においてもこれらに準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等と同様に、役員報酬規程の一部改正を行うもの。

(6) 国立大学法人佐賀大学契約職員人事規程の一部改正について

契約職員人事規程における契約コーディネーター及び契約リサーチ・アドミニストレーターの対象者についての記載をそれぞれの実態に合わせ、整合性を取るために、規程の一部改正を行うもの。

(7) 国立大学法人佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程の一部改正について

設置期限を持つ教育研究組織において、当該研究組織に配置される任期の定めのある教育職員の任期は、当該設置期限の到来日を超えることができないとされているものを、学内登用による昇任の場合は、適用しないこととするため、本規程の一部改正を行うもの。

(8) 国立大学法人佐賀大学職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正について

文部科学省総合教育政策局から、附属学校教員がわいせつ行為を行った場合について、原則懲戒解雇とする旨を明記した処分規定の整備に取り組むように要請があったことから、本学職員の懲戒処分の基準に関する細則の一部改正を行うもの。

(9) 教育学部規則の一部改正について

第4期中期目標（原案）・中期計画（案）に沿って令和7年度卒業生（令和4年度入学生）から全ての専攻で卒業要件として複数教員免許を取得できるようカリキュラムを変更するもの。

(10) 全学教育機構規則の一部改正について

クリエイティブ・ラーニングセンターをICT教育推進室に改組すること及び高等教育開発室を教学マネジメント推進室に改組することから、全学教育機構規則の一部改正を行うもの。

(11) 農学研究科規則の一部改正について

担当教員の退職等により、カリキュラム維持が困難となってきたことから、農業技術経営管理学コース（副コース）を廃止し、また廃止に伴い、農学研究科規則の一部改正を行うもの。

- (12) 国立大学法人佐賀大学教員免許更新講習室の廃止及び関係規則の一部改正等について

令和4年7月に予定される教員免許更新制の発展的解消に伴い、佐賀大学教員免許更新講習室を廃止するとともに、関係規則を一部改正及び廃止するもの。

- (13) 西日本電信電話株式会社佐賀支店とのICT利活用による地域活性化推進の連携協力に関する協定の締結について

地域の抱える社会課題の一つである人材不足の解決による地域活性化を推進するため、西日本電信電話株式会社佐賀支店と連携及び協力に関する協定を締結するもの。

- (14) 「令和4年度佐賀大学収入・支出予算（案）」について

「令和4年度佐賀大学予算編成の方針」を踏まえ、本学の令和4年度予算編成における収入・支出予算を策定するもの。

- (15) 令和4年度長期借入金の償還計画の認可申請について

令和4年度長期借入金の償還計画について、文部科学大臣に認可申請を行うもの。

- (16) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴う本学規則等の改正について

令和3年2月に研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）が改正されたことに伴い、関係規則等の改正及び新規制定を行うもの。

審議の結果、16案件は全て了承された。

- (17) 令和4年度「佐賀大学のこれから—ビジョン2030—」実現に向けたプロジェクトについて

渡理事より、本学が2020年4月に策定した「佐賀大学のこれから—ビジョン2030—」を実現するため、学内取組の体系化を図った上で、令和4年度に推進・実施するプロジェクト16件について選定する旨、プロジェクトに関する今後のスケジュール等について、説明があり、審議の結果、了承された。

- (18) 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び国立大学法人佐賀大学臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について
渡理事及び人事課長より、仕事と家庭の両立を支援する観点から、始業時刻等の特例に放課後児童クラブ等への出迎え・見送りを追加する関係規則の整備を行う旨、また、就業管理システムの導入に伴い、出勤簿への押印並びに休暇簿を廃止するため、関係規則を整備する旨、説明があり、審議の結果、了承された。
- (19) 大学貢献度（教育）に係るインセンティブ支給について
渡理事及び人事課長より、教員の教育活動への支援と啓発並びに本学の教育の改善と向上に資するものであり、教教分離体制移行に伴う教学マネジメント体制の強化にもつながるものであることから、大学活動における個人に対するインセンティブを支給する旨、説明があった。
次いで、人事課長より、令和4年3月の役員会において支給要綱を改正し、評価項目の一部見直しを行った旨、インセンティブ支給の対象者及び配分額等について説明があり、審議の結果、了承された。
- (20) 医学部附属病院医師等の処遇改善に係るインセンティブ支給について
人事課長より、本学附属病院勤務医師等の処遇改善を図るため、病院収入を原資としたインセンティブの支給を行っているものである旨、説明があった。
次いで、医学部事務部長より、令和3年度インセンティブ手当支給見込について説明があり、審議の結果、了承された。
- (21) 大学等連携共同教育推進事業に関する協定の締結について
山下理事より、社会に応える教育の質保証システムの構築及び国公立の設置形態を越えて地域や分野の特性に応じた連携を目的に、本事業の連携協定大学・団体と協定を締結しており、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、本連携協定の更新を行う旨、説明があり、審議の結果、了承された。
- (22) 運営体制の変更に伴う学内規則等の整備について
総務部長より、理事及び理事室の所掌業務を見直し、副学長（入試担当）及び副学長（国際担当）を置くことに伴い、学内関係規則の改正を行う旨、説明があった。新運営体制の所掌業務分担について、種々意見があったため、学長より、業務分担内容及び分担表の見直しを再度行っていただきたい旨の発言があり、このことについて、総務課にて対応し、学長一任として決定することで了承された。
- (23) 事務組織の見直しに伴う国立大学法人佐賀大学事務組織規則の一部改正について

総務部長より、第4期中期目標期間に向けて、DXの推進や本学の教学運営に係る事務組織の見直しを行うことに伴い、当該規則に所要の改正を行う旨、説明があり、審議の結果、了承された。

(24) 第4期中期目標期間中の教育学部入学定員について

山下理事より、第3期中期目標・中期計画において、18歳人口の動向及び佐賀県周辺地域における教員需要等を踏まえ、教育学部入学定員を第3期中期目標期間中に見直しを行うとしていたが、佐賀県からの要請及び昨今の社会情勢を考慮し、第4期中期目標期間中、教員需要の減少がみられず、かつ十分な採用状況にある間は現行の定員を維持しつつ、今後、適宜見直すこととする旨、説明があり、審議の結果、了承された。

(25) その他

特になし。

3 その他

山崎事務局長より、幹部事務職員の異動について紹介があった。

以 上